

被 処 分 者	認 定 番 号	山口県公安委員会 第 2 4 7 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	代行運転 チャチャチャ海人
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和 7 年 1 1 月 1 9 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		損害賠償措置に関する変更の届出義務違反が判明したもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 8 条第 1 項 国家公安委員会関係同法施行規則第 8 条
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会